



# 令和5年度 台東区認定こども園 園児募集案内



## 1. 認定こども園について

認定こども園は、幼稚園・保育園・子育て支援の機能を併せもち、保護者の就労の有無・形態などで区別することなく就学前の子供に適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促す機能を備えることを基本とする施設です。

台東区の認定こども園では、「台東区の認定こども園の理念・目標」を掲げ、就学前の乳幼児期の一貫した教育・保育計画、指導計画を作成し、発達段階に応じた教育・保育を実施します。

また、地域と家庭の子育て力向上と子供の健やかな育ちを実現することを目的として、地域の子育て家庭を対象とした子育て支援を実施します。

## 2. 区立こども園

施設の名称	類型 (運営方式)	住所	開園時間 ※延長保育含む	保育実施年齢	定員
石浜橋場こども園	幼保連携型 (公設公営)	橋場1-35-1	7:15～19:15	1歳児以上	133名
ことぶきこども園	保育所型 (公設民営)	寿1-10-9	7:00～20:00	産休明以上	215名
たいとうこども園	保育所型 (公設民営)	下谷3-1-12	7:15～19:15	産休明以上	163名

### ※私立こども園

はぐはぐキッズこども園東上野(東上野 2-13-12 M&Mビル 3F)

問い合わせ先:03-6884-8803

忍岡こども園 (池之端 2-1-22)

問い合わせ先:03-5809-0394

#### ◆短時間保育

各園にお問い合わせください。

#### ◆3歳児未満、3歳児以上の長時間保育

児童保育課(区役所6階⑧番窓口)にて申込み。

詳細については、「台東区 令和5年度 保育利用のご案内」をご覧ください。

## 3. 台東区の認定こども園の理念と目標

### 理 念

- ◎ 幼稚園、保育園のそれぞれのよさを生かして、就学前の0～5歳児まで一貫した幼児教育・保育を行う。
- ◎ 保護者・地域・保育者が一体となって子どもたちの健やかな育ちを実現する。
- ◎ すべての乳幼児のために、地域や関係諸機関と連携を図りながら、子育ての喜びを実感できるよう、子育て家庭を支援していく。

### 目 標

人権尊重の精神を基調として、共に新たな環境を創り出し、心豊かでたくましい幼児を育て、生きる力を培う。

- 健康で明るい子ども
- 心やさしく思いやりのある子ども
- 自分で考え進んで行動する子ども

#### 4. 年齢表

令和5年度に入園できるお子さまの年齢は、下記のとおりです。

新0歳児	令和4年4月2日生～令和5年2月3日生
新1歳児	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
新2歳児	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生
新3歳児	平成31年4月2日生～令和2年4月1日生
新4歳児	平成30年4月2日生～平成31年4月1日生
新5歳児	平成29年4月2日生～平成30年4月1日生

#### 5. 子どものための教育・保育給付支給認定について

こども園や幼稚園、保育園等を利用するには、お子さま一人ひとりに対して区による認定が必要になります。

認定の区分は3種類あり、認定の区分に応じて利用できる施設が異なります。

区分	対象年齢	認定条件	主に利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	保育の必要性なし	こども園(短時間保育)・幼稚園
2号認定 (保育認定)	3～5歳児	保育の必要性あり	こども園(長時間保育)・認可保育園
3号認定 (保育認定)	3歳児未満	保育の必要性あり	こども園(長時間保育)・認可保育園 地域型保育事業

#### 6. 保育の実施内容

##### (1) 基本の保育

年齢	区分	実施内容
3歳児未満		月曜日から土曜日 午前7時15分から午後6時15分 (ことぶきこども園は午前7時から午後6時) ◎保育を実施します。
3～5歳児	短時間 保育	月曜日から金曜日 午前9時から午後2時 ◎幼児教育を実施します。
	長時間 保育	月曜日から土曜日 午前7時15分から午後6時15分 (ことぶきこども園は午前7時から午後6時) ◎上記の短時間保育の幼児教育のほか、その前後の時間、土曜日、長期休業中(夏休み等)に保育を実施します。

##### (2) 延長保育

- ・3歳児未満のお子さま、3～5歳児の長時間保育を利用しているお子さまで、基本の保育時間を超えて保育が必要なお子さまを対象に、延長保育を実施します。
- ・延長保育を利用した場合、保育料に加えて延長保育料がかかります。
- ・利用定員があるため、必ず利用できるとは限りません。
- ・延長保育の実施状況や保育時間は各園で異なります。各園からのご案内をご覧ください。

### (3) 預かり保育

- ・3～5歳児の短時間保育を利用しているお子さまで、一時的に保育が必要なお子さまを対象に、預かり保育を実施します。
- ・預かり保育を利用した場合は、預かり保育料がかかります。
- ・利用定員があるため、必ず利用できるとは限りません。
- ・預かり保育の実施状況や保育時間は各園で異なり、昨年度から変更がある場合もあります。詳しくは各園からのご案内をご覧ください。

### (4) 給食の提供

- ・全園児に提供することを基本とします。
- ・遠足等の行事でお弁当を持参していただくことがあります。

### (5) 休園日

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日
- ・そのほか特に教育委員会が必要と認める日

## 7. 保育料等

### (1) 短時間保育

#### ① 保育料

- ・短時間保育の保育料は幼児教育・保育の無償化により0円です。

#### ② 預かり保育料

預かり保育料は各園で異なります。各園のご案内をご覧ください。

- ・同一世帯の小学校3年生以下のお子さまを年齢の高い順から数えて、2番目のお子さまは半額、3番目以降のお子さまは無料となります。
- ・年収360万円未満相当世帯のお子さまは無料となります。
- ・幼児教育・保育の無償化により、共働き世帯等の3歳～5歳児までのお子さまで保育の必要性の認定を受けた場合は、月額最大11,300円まで無償化されます。（「利用日数×450円」と「施設に支払った預かり保育料」を月毎に比較し低い方を給付します。）

### (2) 長時間保育

#### ① 保育料

- ・長時間保育の保育料は幼児教育・保育の無償化により0円です。

#### ② 延長保育料

- ・延長保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となり、区民税所得割額に応じて決定します。（P4.【こども園3歳児未満・長時間保育月額保育料及び月額延長保育料】の表のとおり）

### (3) 3歳児未満保育

#### ① 保育料・延長保育料

- ・3歳児未満の保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となり、区民税所得割額に応じて決定します。（P4.【こども園3歳児未満・長時間保育月額保育料及び月額延長保育料】の表のとおり）

#### ② 負担軽減について（延長保育料は対象外です。）

- ・同一世帯のお子さまを年齢の高い順から数えて、2番目のお子さまは半額、3番目以降のお子さまは無料となります。（年齢無制限）
- ・ひとり親世帯等でC～D7階層に該当する世帯については、1番目のお子さまは半額（D7階層の場合は9,000円）、2番目以降のお子さまは無料となります。

【こども園3歳児未満・長時間保育月額保育料及び月額延長保育料】

階層	世帯の階層区分 世帯の定義	3歳児未満			長時間保育					
		保育料	延長保育料 (1時間)	延長保育料 (2時間)	3歳児			4・5歳児		
					保育料	延長保育料 (1時間)	延長保育料 (2時間)	保育料	延長保育料 (1時間)	延長保育料 (2時間)
A	生活保護	0	0	0	0	0		0	0	0
B	区民税非課税	0	0	0	0	0		0	0	0
C	区民税均等割のみ	1,900	600	800	0	600	800	0	600	800
D 1	9,500 円未満	2,400	600	800	0	600	800	0	600	800
D 2	9,500 円以上 18,700 円未満	3,200	600	800	0	600	800	0	600	800
D 3	18,700 円以上 27,900 円未満	7,100	900	1,200	0	900	1,200	0	900	1,200
D 4	27,900 円以上 37,100 円未満	8,800	900	1,200	0	900	1,200	0	900	1,200
D 5	37,100 円以上 45,900 円未満	10,100	900	1,200	0	900	1,200	0	900	1,200
D 6	45,900 円以上 65,800 円未満	16,700	1,600	2,200	0	1,400	1,900	0	1,400	1,900
D 7	65,800 円以上 85,900 円未満	21,000	2,000	2,800	0	1,400	1,900	0	1,400	1,900
D 8	85,900 円以上 105,900 円未満	23,800	2,300	3,200	0	1,400	1,900	0	1,400	1,900
D 9	105,900 円以上 125,800 円未満	26,400	2,500	3,500	0	1,600	2,300	0	1,600	2,300
D10	125,800 円以上 148,700 円未満	28,800	2,800	3,900	0	1,900	2,500	0	1,800	2,400
D11	148,700 円以上 188,800 円未満	31,300	3,000	4,200	0	2,000	2,800	0	2,000	2,800
D12	188,800 円以上 216,200 円未満	33,500	3,300	4,600	0	2,100	2,900	0	2,000	2,800
D13	216,200 円以上 242,100 円未満	35,900	3,500	4,900	0	2,300	3,200	0	2,000	2,900
D14	242,100 円以上 268,200 円未満	38,000	3,700	5,100	0	2,400	3,300	0	2,100	2,900
D15	268,200 円以上 294,200 円未満	40,300	4,000	5,500	0	2,500	3,500	0	2,100	2,900
D16	294,200 円以上 320,100 円未満	42,400	4,100	5,800	0	2,600	3,500	0	2,100	2,900
D17	320,100 円以上 343,500 円未満	44,600	4,400	6,100	0	2,600	3,600	0	2,100	3,000
D18	343,500 円以上 356,500 円未満	46,500	4,500	6,400	0	2,600	3,600	0	2,100	3,000
D19	356,500 円以上 369,400 円未満	48,800	4,800	6,800	0	2,600	3,600	0	2,100	3,000
D20	369,400 円以上 434,500 円未満	53,300	5,200	7,300	0	2,700	3,600	0	2,200	3,000
D21	434,500 円以上 499,500 円未満	60,600	5,900	8,300	0	2,700	3,700	0	2,200	3,100
D22	499,500 円以上 552,900 円未満	67,100	6,600	9,200	0	2,700	3,700	0	2,200	3,100
D23	552,900 円以上 606,300 円未満	72,400	7,100	9,900	0	2,700	3,700	0	2,200	3,100
D24	606,300 円以上 659,700 円未満	73,000	7,200	10,000	0	2,700	3,800	0	2,200	3,100
D25	659,700 円以上 713,100 円未満	73,600	7,200	10,100	0	2,800	3,800	0	2,300	3,200
D26	713,100 円以上 766,500 円未満	74,100	7,300	10,100	0	2,800	3,800	0	2,300	3,200
D27	766,500 円以上	74,700	7,400	10,200	0	2,800	3,900	0	2,300	3,200

- ・ことぶきこども園のみ2時間の延長保育を実施しています。
- ・区民税所得割額は、「令和4年度特別区民税の決定通知書」などでご確認ください。
- ・「住宅借入金等特別控除」等の税額控除がある方は控除前の額でご覧ください。
- ・4月～8月までは令和4年度住民税で、9月～3月までは令和5年度住民税で保育料を決定します。

※3歳児未満・長時間保育の保育料・延長保育料は保育園と同額となります。

※3歳児未満、長時間保育料は保育標準時間の保育料です。保育短時間認定のお子さまには、保育標準時間の保育料の約90%の保育料がかかります。また、開所時間内で延長保育料がかかることがあります。料金表は、「台東区 令和5年度 保育利用のご案内」、または区のホームページでご覧いただけます。保育標準時間・保育短時間については、「台東区 令和5年度 保育利用のご案内」P11（3. 保育必要量の認定について）をご覧ください。

※世帯の所得状況が大きく減少となった場合、退職や生活保護を受給することになった場合は、区担当課までお申し出ください。毎月の保育料が変更となる場合があります。

※月の1日現在、こども園に在園している場合には、月の途中で退園しても1ヶ月分の保育料がかかります(日割り計算は行いません)。

(4) 共通事項

① 給食費(対象:短時間保育、長時間保育)

- ・3歳児以上のお子さまは、給食費の徴収があります。
- ・月額4,500円(短時間は8月徴収なし) ※給食の回数に関係なく一定です。
- ・所得が低い世帯等、一部の世帯は免除となります。

② その他の費用

- ・原則として、3歳児以上のお子さまは共通の園服・園帽子等を購入していただきます。
- ・教材費や遠足等の経費がかかります。

8. 募集人数

- ・定員や入園要件等は園ごとに異なります。各園のご案内をご覧ください。
- ・短時間保育の募集人数は、令和4年11月1日(火)から各園及び区のホームページに掲載しています。

## 9. 入園の申込みについて



※同一こども園内での短時間保育と長時間保育の併願は出来ません

### ① 短時間保育（3歳児以上）

#### 1 申込みから保育料決定まで

##### (1) 申込み

- ・受付場所 各こども園(入園希望園) または学務課(台東区役所6階②番)
- ・受付日程 令和4年11月8日(火)、11月9日(水)の2日間
  - ① 各こども園は午前10時～午後4時（時間厳守）
  - ② 学務課は午前8時30分～午後5時15分（但し、水曜は午後7時まで）※各こども園と学務課では受付時間が異なります。

- ・申込要件 台東区に居住していることが要件になります。  
※4月の入園日までに区外に転出された場合は、入園の資格がなくなります。

- ・必要書類 下記書類をご持参ください（※記入漏れのないようにしてください。）
  - ① 区立幼稚園・こども園(短時間保育)入園申込書
  - ② 確認票(短時間保育用)
  - ③ お子さまの健康状況申告書受付期間中は他の区立幼稚園や区立こども園に申込み先を変更できます。  
※他の区立幼稚園及び区立こども園との併願はできません。  
併願が判明した場合は、すべて無効となります。

- (2)きょうだい優先 現3歳児、現4歳児クラスにきょうだいが在園しているお子さまは優先入園の申込ができます。(過去に保育料等の滞納がない世帯に限ります。)

- (3)申込状況・結果 区立こども園の申込状況及び結果は、各園・区のホームページに掲載予定です。
  - ① 申込状況(8日時点) : 8日(火)午後6時頃
  - ② 申込結果 : 11日(金)正午頃

##### (4)入園予定者の決定及び抽選

【募集人数以下の場合】 全員を入園予定者とします。

【募集人数を超えた場合】 応募者が募集人数を超えた場合は抽選し、入園予定者・補欠登録者及び補欠順位を決定します。

- ・一次抽選 令和4年11月17日(木) 実施場所:区役所  
※抽選となる場合は事前にご案内を郵送します。  
※抽選は、公開で教育委員会事務局職員が実施します、保護者の方が出席されなくても差支えありません。ご希望の場合は、抽選会場に来場いただき見学できます。

- ・抽選結果 抽選結果は、抽選日に区のホームページにて公表します。  
抽選の結果、補欠登録者となった場合は、その時点で定員に空きがある園に二次入園の希望ができます。

次ページへ→

・二次希望受付 **令和4年11月18日(金) 午後5時15分**  
**受付場所:学務課こども園担当**  
希望される方は上記期日までに電話または窓口でお申し出ください。  
(上記までにお申し出がない場合は、希望はないものとします。)

・二次抽選 **令和4年11月25日(金) 実施場所:区役所**  
※二次受付で希望者が募集人数を超えた場合は実施します。

(5)面接・健康診断 入園予定者には面接と健康診断を行い、その結果により入園を内定します。

(6)入園内定 入園の内定を文書でお知らせします。

(7)支給認定 入園内定者のうち、2号認定(保育認定)を受けていないお子さまについては、利用のための認定(1号認定:教育標準時間認定)の申請をしていただきます。認定申請の手続については、別途文書でお知らせいたします。

(8)入園決定 入園の決定を文書でお知らせします。

(9)保育料等決定 保育料等が決定しましたら、文書でお知らせします。  
※令和4年1月1日現在台東区に住民登録がなかった方や、どなたの扶養にもなっておらず、令和4年度の申告をしていない方は以下の書類(保護者全員分)が必要となります。

- ① 令和4年度の住民税課税証明書または非課税証明書  
(内定後の提出で構いません。保育料は幼児教育保育の無償化により0円ですが、給食費等の算定のため必要です。)

## 2 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

来園する際には、事前に検温を行い、発熱等の風邪症状がある方は来園をお控えいただきますようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の影響により、やむをえず申込できない場合は、学務課こども園担当までご相談ください。来園する際は、マスクを着用いただきますようお願いいたします。園では検温及び手指消毒を実施いたします。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 3 入園後に世帯等の状況に変更があった時

入園後に世帯の状況に変更があった場合は届出が必要となります。

- ① 引越しをしたとき
- ② 氏名や家族の構成が変わったとき
- ③ お子さまが病気やけが等で長期間休むとき

なお、入園後に就労等の理由で長時間保育への変更が必要になった場合でも、定員及び利用条件(保育を必要とする要件が必要)があるので、必ず長時間保育へ変更ができるとは限りません。

## ② 長時間保育（3歳児未満、3歳児以上）

### 1 申込みについて

・受付場所  
・受付日時

児童保育課（区役所6階⑧番窓口）です。

令和4年10月3日（月）～11月29日（火）

午前8時30分～午後5時15分

郵送の場合は11月15日（火）（必着）までです。

※令和5年2月3日までに生まれる予定のお子さまについては出生前申込が可能。

※毎週水曜日は午後7時まで受付します。

※令和4年11月13日（日）午前9時～午後5時も受付します。（土日祝の受付はこの日のみ）

・必要書類

申込の際は下記書類等を持参または郵送してください。

- ① 子どものための教育・保育給付認定申請書
- ② 保育所・認定こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室利用申請書
- ③ お子さまの健康状況申告書
- ④ 確認票①
- ⑤ 確認票② ……複数のお子さまの入園を同時にお申込みになる場合のみ
- ⑥ 申請書類チェックリスト ……郵送で申請する場合のみ
- ⑦ 母子健康手帳（郵送で申請する場合は、出生時・成長の過程・予防接種のページの写し）
- ⑧ 保育の必要性が確認できる書類（保護者全員分・2参照）

※郵送での申請をご希望の場合は、必ず「台東区 令和5年度 保育利用のご案内」のP.14【郵送申請の注意点】をご確認ください。

※状況に応じ、上記以外にも必要書類を提出していただくことがあります。

### 2 保育の必要性が確認できる書類

保育ができない事情	必要書類
就労している。	就労証明書（★）
就労が内定している。	* 保護者全員分
産後休業中または育児休業中で職場に復帰予定である。	就労証明書（★） * 保護者全員分
保護者が疾病・心身障害等により保育ができない。	保育にあたれない旨の診断書 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳など
出産を予定している。	出産前後の状況申告書（★） 出産予定のお子さまの母子健康手帳
保護者が病人、心身障害者（障害児）の介護（看護）により保育ができない。	介護（看護）状況申告書（★） 介護保険被保険者証 被介護（看護）者の診断書・通院や介護（看護）の状況が分かる資料
大学、専門学校等に通学している。 （職業訓練校等における職業訓練含む）	在学証明書・学生証・時間割など

※（★）の書類は区の指定する様式があり、区役所6階⑧番窓口にて配布しております。

また、ホームページにてダウンロードできます。

※3歳児未満及び3歳児以上の長時間保育の申込・入園決定等については、保育園に準じます。

保育園の入園の詳細については、「台東区 令和5年度 保育利用のご案内」をご覧ください。

（区役所6階⑧番窓口で配布しています。また、区のホームページからもご覧いただけます。）



## 10. こども園での生活について

園で必要なものについては、入園内定後に各園の入園説明会等でお知らせします。

### (1)慣らし(慣れ)保育について

こども園では、お預かりするお子さまの負担を考えて、入園当初、短時間からの慣らし保育をお願いします。慣らし保育の期間はお子さまの状況によって変わりますので、ご相談ください。

### (2)園での健康管理について

お子さまが、園で毎日元気に遊ぶことが保護者、園の願いです。しかし、園は集団生活の場であるため、どうしても病気の感染の機会が多くなります。

お子さまの体調が悪いとき(発熱、下痢、鼻水、咳などの症状で総合的に判断します。)は、保護者に連絡をしてお迎えをお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

☆お子さまが病気になったときの対応を考えておきましょう☆

お子さまが病気になっても保護者がお仕事を休めない場合があるかもしれません。その時のために、親戚や友人、近所の人などお子さまを世話してくれる方を探しておきましょう。お迎えにいけないときのために「ファミリーサポートサービス」等の利用登録もお勧めします。また、病気の回復期に入ったお子さまをお預かりする「病後児保育」制度もあります。詳細は、児童保育課病児・病後児保育担当(電話 5246-1309)までお問合せください。

### (3)園での与薬について

こども園では、原則として薬はお預かりできません。内服しているお薬がある場合や医療機関に受診した場合は主治医に園に通っていることを伝えて、お薬の飲み方について相談してください。お薬によっては、一日3回のお薬を2回に変更したり、飲む時間を変えたりすることができる場合もあるようです。やむをえない事情のある場合は各園にご相談ください。

### (4)アレルギー食への対応について

診断書(指示書)や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者の方と話し合いながらできる範囲で対応(除去など)しています。ただし、どうしても対応できない場合は、家から代替品をお持ちいただくこともあります。お子さまの状況により異なりますので、各園へお問い合わせください。

#### ◎問い合わせ先

●認定こども園全般 **学務課こども園担当**(台東区役所6階②番) 03(5246)1414

#### ◎申し込み先

●短時間保育(3歳児以上)	<b>各こども園</b> ・ <b>上記、学務課こども園担当</b>
	石浜橋場こども園 03(3876)0049
	ことぶきこども園 03(3841)4719
	たいとうこども園 03(3876)3401
●3歳児未満、長時間保育(3歳児以上)	
	<b>児童保育課保育相談係</b> (台東区役所6階⑧番) 03(5246)1234
	〒110-8615 台東区東上野4-5-6